

資料提供			
平成22年10月14日			
担当課 (担当者)	中国運輸局鳥取 運輸支局 (山根、渡辺)	中国地方整備局鳥取 河川国道事務所 (立目、影井)	鳥取県 税務課 (有田)
電話	0857-22-4110	0857-22-8435(代)	0857-26-7053

不正軽油、整備不良車両の撲滅及び道路の安全利用をめざして！

～街頭での軽油抜取検査及び特殊車両指導取締を実施します。～

不正軽油の使用による脱税を防ぐとともに、整備不良車両及び不正改造車両排除による車両の安全確保、及び特殊車両通行許可制度の徹底による道路構造の保全、交通の危険防止を図るため、中国運輸局鳥取運輸支局、中国地方整備局鳥取河川国道事務所及び鳥取県が合同でディーゼル車両を対象とした街頭での軽油抜取検査及び特殊車両指導取締を下記のとおり実施します。

記

- 1 日 時 平成22年10月18日(月) 午後2時から4時まで
(雨天中止、実施困難な場合は10月20日(水)に順延します。)
- 2 場 所 岩美郡岩美町大谷地内 一般国道9号(下り) 大谷チェーン着脱場
- 3 実施主体 中国運輸局鳥取運輸支局、中国地方整備局鳥取河川国道事務所、鳥取県(東部総合事務所県税局・県庁税務課)
- 4 協 力 鳥取警察署及び自動車検査独立行政法人鳥取事務所
<参加総人数：〇人(予定)>
- 5 調査内容
警察の協力により道路走行中のディーゼル車両を誘導・停止させ、検査従事職員が燃料タンクから燃料の一部を抜き取り、次のとおり測定・分析を行います。併せて、誘導・停止させた車両が特殊車両の場合は、特殊車両指導取締を行います。
 - (1) 鳥取運輸支局 硫黄分濃度測定器により硫黄濃度を測定します。基準値を超えた車両に対しては、警告書又は整備命令書を交付します。
 - (2) 鳥取河川国道事務所 特殊車両通行許可証の有無、車両寸法、許可条件、許可経路を確認し、違反車両に対しては、指導警告書又は措置命令書を発行します。
 - (3) 鳥取県 定性分析装置により識別剤(クマリン※)の混入の有無を検査します。識別剤の混入が認められた場合には、後日、詳細な分析を行い、課税を視野に入れた指導を行います。

※クマリンは、軽油以外の油種(灯油、A重油)に添加されるもので、検出された場合、灯油又はA重油が含まれている(「混和」という。)ことになります。

報道(取材)にあたってのお願い

○調査の性格上、報道は、

新 聞・・・平成22年10月19日(火)朝刊以降
(順延の場合は、実施日の翌日付朝刊)
テレビ・ラジオ・・・平成22年10月18日(月)午後5時以降
(順延の場合は、実施当日の午後5時以降)

としていただきますようお願いいたします。

○雨天の場合は、20日に順延しますので、現場取材される場合は、必ず担当者に確認してください(当日午後0時に実施の有無を決定します)。

位置図



一般国道9号(下り) 岩美町 大谷チェーン着脱場